

介護老人保健施設 湖水荘 居宅介護支援事業所

重要事項説明書

1 事業者の概要

事業者名称	社会福祉法人 桂久会
代表者 役職及び氏名	理事長 加賀谷 尚輝
法人登記簿記載の所在地	038-3542 青森県北津軽郡鶴田町大字廻堰字東下山 91-2
電話番号	0173-22-5694
FAX番号	0173-22-5876
法人設立年月日	平成9年9月2日
事業所番号	指定事業所番号 0252480017
法人が行っている他の業務	介護老人保健施設、(予防)短期入所療養介護
	(予防)訪問リハビリテーション、(予防)通所リハビリテーション
	通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス

指定居宅介護支援事業所の概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名称	介護老人保健施設 湖水荘 居宅介護支援事業所
所在地	038-3542 青森県北津軽郡鶴田町大字廻堰字東下山 91-2
電話番号	0173-22-5694
FAX番号	0173-22-5876
事業所番号	指定居宅介護支援 0252480017
開設年月日	平成12年4月1日
サービスを提供できる地域 ※	鶴田町

※ 上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

職種	常勤専従	常勤兼務
管理者兼主任介護支援専門員	1	
主任介護支援専門員	1	
主任介護支援専門員		1
介護支援専門員		2

勤務時間 午前8時30分 ～ 午後5時30分 (希望及び業務都合により変動有り)

職種	職務内容	担当利用者数
管理者兼主任介護支援専門員	従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 従業者に、法令等の規定を遵守させる為必要な指揮命令を行います。	45名
主任介護支援専門員 介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。 ① 居宅サービス計画の作成 ② 居宅サービス事業者との連絡・調整 ③ 医療機関との連携 ④ サービス実施状況の評価 ⑤ 利用者状態の把握 ⑥ 給付管理 ⑦ 要介護申請等に関する協力・援助 ⑧ 相談業務	45名

(3) サービスの提供時間帯

平日	午前8時30分～午後5時30分 ※ 希望及び業務都合により変動有り
休業日	土曜日、日曜日、祝日、1月1日～1月3日

※ 但し、電話連絡にて24時間365日対応。
緊急時は、上記以外の時間でもご連絡下さい。

2 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 目的

指定居宅介護支援基準（介護保険法平成9年法律123号。以下「法」という。）第46条第1項の規程に基づき、居宅要介護者等が居宅サービス及びその他の居宅において、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

ア 居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、その居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、その計画に基づく居宅サービスの提供が確保出来るようにする。

イ 事業の運営にあたって市長村（特別区を含む。以下同じ）老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連絡に努めるものとする。

(3) 居宅介護支援の実施概要等

【居宅サービス計画作成の支援】

ア 少なくとも月1回以上利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握し記録・保管します。

その他、業務上必要に応じて適宜、電話・郵便・メール等によって連絡を行います。

イ 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

利用者及びその家族は、当事業所に対して複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事と、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事が出来ます。

ウ 提供されるサービス目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

エ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、文書による同意を受けて利用者及びその家族・担当者に交付します。

文書による同意が得られない場合には計画を変更する事が可能です。

オ 利用者及びその家族が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者とその家族の同意を得て主治の医師等の意見を求める事とされており、この意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画書を交付します。

カ 居宅介護サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合、利用者の自宅における自立した日常生活の維持に十分留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えない様に留意します。

特に必要と認められる場合においては、市町村に届け出る事で利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を上回る日数の短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付ける事も可能です。

キ 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合、利用の妥当性を検討し、当該計画に必要な理由を記載すると共に、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、福祉用具貸与を受ける必要性について検討をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要が有る場合にはその理由を居宅サービス計画に記載します。

要介護1の軽度者の居宅サービス計画に指定福祉用具貸与を位置付ける場合には、厚生労働大臣が定める利用者の状態像に該当するか認定調査票の写しを市町村より入手、又は医師から所見を聴取し、居宅サービス計画に記載し市町村に届け出る事とします。

ク 居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合、利用の妥当性を検討し、当該計画に必要な理由を記載します。

ケ 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等において、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進する為、特定相談支援事業者との連携に努めます。

コ 居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむを得ない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用する場合、利用者又はその家族が参加する場合にあつては、当該利用者等の同意を得ます。

サ 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断された場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせて頂き、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。

その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師等や居宅サービス計画に位置付け

た居宅サービス事業者へ提供する事で、その時々の状態に即したサービス内容の調整等を行います。

シ 看取り期の利用者又はその家族等との十分な話し合いや関係者との連携を充実させる観点から、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿い、医師等の医療従事者から適切な情報提供と説明がなされた上で、介護従事者を含む多専門職種からなる医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人の意思決定を基本として人生の最終段階における医療・ケアの方針を決定し進めます。

ス 利用者及びその家族に対して、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、前6月間に当事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護・通所介護・福祉用具貸与・地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、各事業所ごとの回数の中に同一の指定居宅・地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき十分説明を行います。

なお、説明を行うにあたって文書の交付に加えて口頭での説明を行い、理解が得られた事の署名を得ます。

セ 居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型サービス費(以下、サービス費という)の総額が居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合にあって、かつ、市町村からの求めが有った場合には、当該居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載すると共に、当該居宅サービス計画を市町村に届け出る事とします。

ソ 同一のサービス付き高齢者向け住宅等に居住する方の居宅サービス計画について、区分支給限度基準の利用割合が高い者が多い場合に、併設事業所の特定を行いつつ、当該居宅サービス計画を作成する居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出する等の点検・検証を市町村から求められた場合は、適切に対応します。

タ 地域ケア会議から個別のケアマネジメントの事例提供の求めが有った場合、地域課題の把握を目的の為に協力する様に努めます。

チ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

ツ 契約書及び重要事項説明書の内容に変更が有った場合、変更同意書を2通作成し利用者又はその家族等から同意を得て交付し1通ずつ保有するものとします。

テ 固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)及び多点杖を対象として、利用者等に対して貸与と販売の選択制の説明を行い、必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案を行います。

ト 利用者から同意を得られ状態が安定しており、サービス担当者会議等において主治医や担当者その他の関係者の合意が得られ、家族のサポートによるテレビ電話装置等を介してのモニタリングで意思疎通が出来、収集出来ない情報について他のサービス事業者との連携により情報を収集できる場合は少なくとも2月に1回(介護予防支援の場合は6月に1回)は利用者の居宅を訪問する事とします。

【医療機関との連携】

ア 利用者の義務

利用者及びその家族は、居宅介護支援の提供の開始に当たり、入院時に担当している居宅介護支援事業所、介護支援専門員の氏名、連絡先等について入院先医療機関に情報提供してください。

イ 居宅介護支援事業所の義務

各サービス事業所及び関係機関等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

【経過観察・再評価】

- ア 利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- イ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行ないます。
- ウ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

【施設入所への支援】

利用者またはその家族・代理人が介護保険施設、特定施設入居者生活介護、認知症共同生活介護への入居・入所、及び小規模多機能居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の利用を希望した場合には、紹介その他の支援をします。

【身分証携行義務】

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

【利用者に関する市町村への通知】

正当な理由無しに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない事等により、要介護状態の程度を増進させたと認められる時や、偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受ける、又は受けようとした時は遅滞無く意見を付してその旨を市町村に通知します。

(4) サービス利用のために

事 項	備 考
介護支援専門員	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題把握）の方法	全国社会福祉協議会方式による
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加
従業員の健康管理	清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う 年1回健康診断実施
ハラスメント対策	業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害される事を防止する為、指針を整備し、従業者へ周知・啓発し必要な措置を講じる
身体の拘束・虐待の防止	身体の拘束・虐待防止の為の指針を整備し、検討をする委員会を定期的開催し、検討事項を従業者に周知すると共に、研修を定期的実施

非常災害対策・業務継続計画	非常災害発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画を策定 非常災害対策の計画を策定し、鶴田町及び関係機関との連携を密にして、災害訓練は施設周辺地域との連携を考慮して行う 防火設備・・・消火器(30台)、自動火災報知機(6台) 誘導灯(26台)、消火用散水栓(6台) 防火訓練・・・年2回 防火責任者・・・長内勝靖
感染症の予防及びまん延の防止の為の措置・業務継続計画	感染症発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画を策定 感染症の発生・蔓延に備え、委員会の開催、計画の策定、研修・訓練を実施
電磁的記録等	書面に代えて電磁的記録により行う事が可能

3 利用料金 ※ 別紙 1参照

(1) 利用料

利用者は、居宅介護支援に関する料金について、介護保険法の規定に基づいて全額給付されるので自己負担はありません。

契約期間中に料金に変更になった場合は、法令に従って改定後の料金が適用されます。

但し、介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、一旦1カ月あたり法令に規定する料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を、後日貴市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受ける事が出来ます。

(2) 交通費

上記1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- ① 通常の実施地域を越えた地点から、片道おおむね 50キロメートル未満
0円
- ② 通常の実施地域を越えた地点から、片道おおむね 50キロメートル以上
5,000円
- ③ 前項の交通費の支払いをうけるに当たっては、あらかじめ、利用者又その家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解除することが出来、一切料金は掛かりません。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺い致します。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

ア 利用者及びその家族のご都合でサービスを終了する場合

文書又でお申し出くださればいつでも解約出来ます。

イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1か月前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業者をご紹介致します。

ウ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

・利用者が介護保険施設、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護に入居・入所、及び小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合

・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）、要支援1・2、事業対象者と認定された場合

※この場合、各地域包括支援センターからの委託を受け、条件を変更して再度契約し、介護予防支援又は介護予防マネジメントを行う事が出来ます。

・利用者が亡くなられた場合、被保険者の資格を喪失した場合

・契約の更新が拒絶された時

エ その他

・利用者やご家族等が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して故意にハラスメント等の法令違反その他著しく常識を逸脱し、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合等、事業所の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、適切な居宅介護支援サービスを提供する事が困難であると認め信頼関係が回復困難な程度に損なわれた場合、文書で通知する事によりこの契約を解除する事が出来ます。

ただし、やむを得ない事由が認められる時は、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(1) 従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、宗教活動、政治活動、営利活動などの迷惑行為。

(2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。

(3) サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断でSNSなどに掲載すること。

5 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者 山田 泉

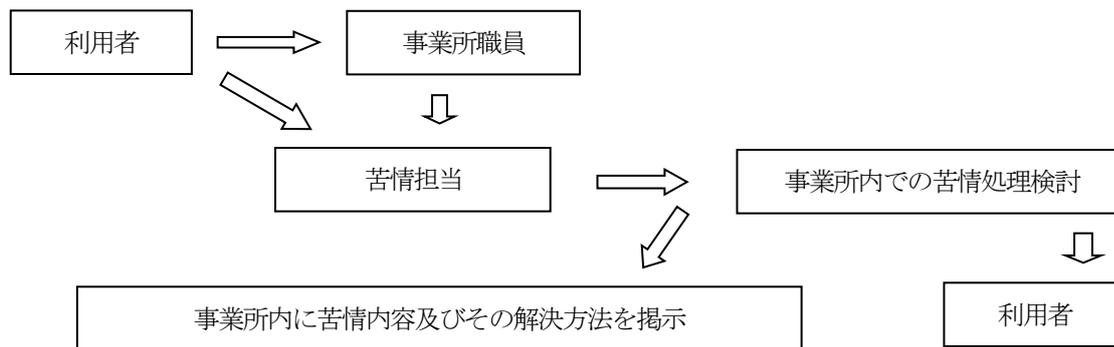
電話 0173-22-5694 FAX 0173-22-5876

受付日 年中（ただし、土曜日、日曜日、祝日、1月1日～1月3日を除く）

受付時間 午前8時30分～午後5時30分

(2) 苦情処理体制

苦情処理フロー



(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ア 鶴田町役場 健康保険課 国保介護班 0173-22-2111
- イ 青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会） 017-723-1336

6 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償致します。

（当事業所はあいおいニッセイ同和損保と損害賠償保険契約を結んでおります。）

7 秘密の保持について

- (1) 当事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 当事業所では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用いる事となります。